

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

コミュニティビジネスによるしごと創生・地域活性化プロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

八代市

3 地域再生計画の区域

八代市の区域の一部（旧八代郡坂本村）

4 地域再生計画の目標

八代市坂本町（旧八代郡坂本村）は、総面積 162.82 k m²、人口 4,000 人弱、高齢化率が 50%を超え、急速に少子高齢化が進んでいる地域である。町の約 9 割を山林が占め、急峻な山々に囲まれた山間地の広い範囲に 75 の集落が点在しているが、限界集落も増加し、過疎化が深刻な状況である。また、町のほぼ中央を南北に流れる日本三大急流の球磨川では、鮎漁が盛んであったが、漁師も激減しており、さらに主力産業の林業も労働条件や後継者不足等から林業離れが進むなど産業の衰退が加速している。

そのようなことから、坂本町には「産業がない」→「働く場所がない」→「若者が流出する」→「町が更に疲弊する」→「更に産業が衰退する」といった「負の悪循環」に陥っており、ここから脱却することが最重要課題となっている。

一方で、球磨川に位置する県営荒瀬ダムは、日本初のダム撤去工事により注目を集めており、ダム撤去に伴う清流・球磨川の再生など新たな観光資源も生まれつつある。この好機を捉えて、当該地域における体験型観光の拠点となる施設を整備し、坂本住民自治協議会が中心となって、坂本町の豊かな自然を活かした体験型観光プランの新設等に取り組むコミュニティビジネスを実施することで、地域経済の活性化と雇用の創出を目指す。更に、この取組みにより坂本町の認知度向上を図り、新たな観光客を獲得することで交流人口を拡大し、地域に賑わいと活力を取り戻すことを目的とするものである。

【数値目標】

	事業開始前 (現時点)	平成28年度 (1年目)	平成29年度 (2年目)	平成30年度 (3年目)
坂本住民自治協議 会のコミュニティ ビジネスにおける 収入額 (千円)	0	470	19,275	9,515
坂本住民自治協議 会のコミュニティ ビジネスにおける 来客者数 (人)	0	300	8,830	4,010
坂本住民自治協議 会のコミュニティ ビジネスにおける 雇用創出数 (人)	0	0	5	3

	平成31年度 (4年目)	平成32年度 (5年目)	KPI増加分 の累計
坂本住民自治協議 会のコミュニティ ビジネスにおける 収入額 (千円)	814	402	30,476
坂本住民自治協議 会のコミュニティ ビジネスにおける 来客者数 (人)	150	75	13,365
坂本住民自治協議 会のコミュニティ ビジネスにおける 雇用創出数 (人)	2	1	11

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

坂本町住民全員が構成員となる坂本住民自治協議会を中心に地域経済の活性化と雇用の創出、交流人口の拡大などを目的とし、体験型観光を中心としたコミュニティビジネスを実施する。また、それらの活動拠点として、広域交流センター「さかもと館」敷地内にイベント交流施設を増築し、必要な設備・備品類を整備する。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生拠点整備交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

八代市

② 事業の名称：コミュニティビジネスによるしごと創生・地域活性化プロジェクト

③ 事業の内容

本事業は、八代市において、地域に雇用を創出し、活力と賑わいを取り戻すことを目的に、住民自身が中心となって取り組むコミュニティビジネスの活動拠点として、広域交流センター「さかもと館」敷地内にイベント交流施設を増築し、必要な設備・備品類を整備するもの。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

坂本住民自治協議会は、市からの交付金で活動を行っているが、その多くを必須事業（交付金の交付にあたり、必須とされている事業で敬老会事業と資源回收集積所管理事業のこと）に充てており、今後交付金の減額が予定されている中で、自主財源の確保が課題となっている。本事業を行うことにより、独自の財源確保が可能となり、地域の特性に合った独自の事業が可能となり、住民自治協議会の自立性の向上に繋がる。

【官民協働】

行政と坂本住民自治協議会等の地域団体が連携したまちづくりを推進し、地域住民が積極的に関与できる環境をつくることで、連帯

感の醸成や生き甲斐創出、収入の確保に繋がる。また、本事業の活動拠点となる施設を広域交流センター「さかもと館」に増設することで、地域交流や観光振興の拠点として、また地域活動の拠点として機能することで、集落機能の維持・向上に繋がる。

【政策間連携】

荒瀬ダム撤去に伴い、ダム建設前に行われていた落ち鮎を捕まえる伝統漁法の「瀬張り漁」を復活し、鮎の伝統漁法体験の実施や、坂本町の自然を活かした農漁業体験等、観光振興と農林水産振興との政策間連携により地域の資源や技術を生かした体験型観光に取り組み、集客力の向上と雇用の創出を図る。

また、鮎やな食堂や郷土料理体験を通じて、清流「球磨川」が育む鮎を使った料理や地域に伝わる「ぼたもち」「かずら豆腐」等の郷土料理を来訪者に提供することで地域の食文化に触れてもらい、観光振興と文化振興・物産振興との政策間連携により、食文化の継承と地域の認知度向上に繋げる。併せて、鮎やな食堂や郷土料理体験で提供する食材等を地元の生産者から仕入れる等し、地域経済の活性化にも繋げる。

⑤ 重要業績評価指標 (KPI) 及び目標年月

	事業開始前 (現時点)	平成28年度 (1年目)	平成29年度 (2年目)	平成30年度 (3年目)
坂本住民自治協議会のコミュニティビジネスにおける収入額 (千円)	0	470	19,275	9,515
坂本住民自治協議会のコミュニティビジネスにおける来客者数 (人)	0	300	8,830	4,010
坂本住民自治協議会のコミュニティビジネスにおける雇用創出数 (人)	0	0	5	3

	平成31年度 (4年目)	平成32年度 (5年目)	KPI増加分 の累計
坂本住民自治協議 会のコミュニティ ビジネスにおける 収入額 (千円)	814	402	30,476
坂本住民自治協議 会のコミュニティ ビジネスにおける 来客者数 (人)	150	75	13,365
坂本住民自治協議 会のコミュニティ ビジネスにおける 雇用創出数 (人)	2	1	11

⑥ 評価の方法、時期及び体制

毎年度、外部の有識者で構成する「やつしろ・まち・ひと・しごと対
策推進会議」において、重要業績評価指標（KPI）の達成状況について評
価を行う。効果検証の結果については、速やかに八代市ホームページに
て公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

①第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 52,000千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画認定の日から平成33年3月31日（5ヵ年度）

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

記載なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

① 球磨川再生シルバー事業

事業概要：坂本町住民全員が構成員となる住民自治協議会において、農漁業体験・食体験・自然体験・健康保養体験等の体験型観光を軸としたコミュニティビジネスを展開し、坂本住民の生活の安定、高齢者・若者の雇用を創出し、併せて坂本町の認知度向上・交流人口拡大を図る。

実施主体：坂本住民自治協議会

事業期間：平成27年度～

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成33年3月31日

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況にかかる評価の手法

定量目標の達成状況を確認するために、毎年度、外部の有識者で構成する「やつしろ・まち・ひと・しごと対策推進会議」において、重要業績評価指標（KPI）の達成状況について評価を行う。評価結果を踏まえ、目標の効果的な実現に向けて必要な計画の見直しや変更を行う。

目標1

坂本住民自治協議会のコミュニティビジネスにおける収入額については、坂本住民自治協議会が、毎年度3月31日時点で1年間のコミュニティビジネスによる売り上げにより把握する。

目標2

坂本住民自治協議会のコミュニティビジネスにおける来客者数については、坂本住民自治協議会が、毎年度3月31日時点での1年間の来客者や体験型観光参加者により把握する。

目標3

坂本住民自治協議会のコミュニティビジネスにおける雇用創出数については、坂本住民自治協議会が、毎年度3月31日時点で1年間に雇用した人数により把握する。

7-2 目標の達成状況にかかる評価の時期及び評価を行う内容

	事業開始前 (現時点)	平成28年度 (1年目)	平成29年度 (2年目)	平成30年度 (3年目)
坂本住民自治協議会 のコミュニティ ビジネスにおける 収入額 (千円)	0	470	19,275	9,515
坂本住民自治協議会 のコミュニティ ビジネスにおける 来客者数 (人)	0	300	8,830	4,010
坂本住民自治協議会 のコミュニティ ビジネスにおける 雇用創出数 (人)	0	0	5	3

	平成31年度 (4年目)	平成32年度 (5年目)	KPI増加分 の累計
坂本住民自治協議会 のコミュニティ ビジネスにおける 収入額 (千円)	814	402	30,476
坂本住民自治協議会 のコミュニティ ビジネスにおける 来客者数 (人)	150	75	13,365
坂本住民自治協議会 のコミュニティ ビジネスにおける 雇用創出数 (人)	2	1	11

7-3 目標の達成状況にかかる評価の公表の手法

毎年度、八代市が9月定例議会終了後、市ホームページにより公表を行う。